

現場技術業務委託共通仕様書

第1章 総 則

第1 適用範囲

この仕様書は、請負工事における森林管理局及び森林管理署等が委託する現場技術業務（以下「業務」という）の仕様書として、業務に必要な一般的事項を定めたものであり、これにより難い事項又は特殊な業務については、別に定める仕様書によるものとする。

第2 管理技術者及び現場技術員の資格

管理技術者及び現場技術員は別に定める資格を有する者とし、現場技術業務委託契約書第6条により実施しなければならない。

第3 一般的業務

- 1 管理技術者は、常に現場技術員の業務を掌握し、指揮、監督をしなければならない。
- 2 現場技術員は、対象工事の請負契約書の適正な履行を確保するために、監督職員の指示に従って業務を厳正に実施しなければならない。
 - (1) 現場技術員は、監督職員が指示する調査・測量又は製図・複写についても従事しなければならない。
 - (2) 現場監督に関する業務の実施に当たっては、別に定める「国有林野事業請負工事監督・検査実施要領」（昭和49年4月8日付け49林野経第157号林野庁長官通知）及び森林管理局が定める監督検査実施細則等により実施するものとする。
 - (3) 現場技術員は、請負工事に関し、工事請負者又は外部からの通知若しくは報告を受けた場合には、速やかに監督職員にその内容を正確に伝えなければならない。
 - (4) 現場技術員は、監督職員の指示によって、工事請負者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合には、その内容を相手に正確に伝えなければならない。

第4 設計図書等の掌握

現場技術員は、請負工事の契約書及び設計図書等の内容を充分理解し、更に、工事現場の状況についても熟知しておかなければならない。

第5 貸与図書等

現場技術員は、発注者から貸与を受けた図書及び物品について、善良な管理を行わなければならない。

第6 図書の整理

現場技術員は、監督職員の指示により、監督職員が工事受注者から受理する図面又は工事受注者に交付若しくは指示する図書の整理を適切に行わなければならない。

第7 業務実施状況の点検

管理技術者及び現場技術員は、別に定める様式により、次に掲げる事項を記入した業務処理結果報告を作成し、監督職員の要求があったときは遅滞なくこれを提出して、業務実施状況の点検を受けなければならない。

- (1) 実施した業務の内容
- (2) その他必要事項

第8 業務完了報告書の添付書類

現場技術業務委託契約書第13条の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 業務実績報告書
- (2) 業務処理結果報告書
- (3) その他必要な書類

第2章 現場技術業務

第1 設 計

現場技術員は、監督職員の指示により工事費積算に必要な現場条件等の調査及び図面その他資料の作成を行い、その結果を監督職員に報告しなければならない。

第2 審 査

現場技術員は、監督職員の指示により工事請負者から提出された書類（計画書、報告書、データ、図書等）を審査し、その結果を監督職員に報告しなければならない。

第3 立会、観察

現場技術員は、監督職員の指示により、完成後、外面から明視することができない工事又は施工の進行過程を記録写真等書類的な方法ではその状況を把握することが十分でない工事等について、現場に立会、観察し、設計図書に適合しない場合は、工事請負者に適合のために必要な助言を行うものとする。

また、工事受注者が工事契約の目的を達成するため当然施工しなければならないもので、工事目的物の変更を伴わないものの施工について必要な助言を行うものとする。

なお、その結果は監督職員に報告するものとする。

第4 検 測

現場技術員は監督職員の指示により、請負工事の施工について設計図書に示す所定の品質及び適正な出来形を確保するため現地で検測を行い、その結果、不適合又はその恐れがあると認められる場合は、工事受注者に対し適合のために必要な助言を行うものとする。

なお、その結果は、監督職員に報告しなければならない。

第5 材料検査

現場技術員は、監督職員の指示により材料検査を実施したときは次の各号に定める事項を付記してその結果を記録し、監督職員に報告しなければならない。

- (1) 検査年月日

- (2) 品質、寸法等
- (3) 検査数量
- (4) 検査結果及び合格数量
- (5) その他必要と認められる事項

第6 工程管理

現場技術員は、請負工事の進捗状況を把握し、工事が遅延する恐れがあれば、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。

第7 品質管理

現場技術員は、工事受注者が工事の仕様書に定められた品質管理試験を忠実に実行しているか確認し、その結果を監督職員に報告しなければならない。

第8 図面と現地の不一致等

現場技術員は、次の各号に掲げる場合で工事請負者から通知を受けたときは、遅滞なく書面で監督職員に報告しなければならない。

- (1) 設計図書と工事現場の状態が一致しないとき。
- (2) 設計図書の表示が明確でない（図面と仕様書が交互符号しないこと及び設計図書に誤字又は脱漏があることを含む。）とき。
- (3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違するとき。
- (4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別の状態が生じたとき。
- (5) 工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められるとき。

第9 検査の立会

現場技術員は、請負工事に係る工事検査及び監督職員が行う検査に立会い、求められる説明に応じなければならない。

第10 工事現場発生品

現場技術員は、請負工事の施工によって生じた現場発生品について監督職員の指示があれば、工事受注者の提出する調書を照査して書面で監督職員に報告しなければならない。

第11 設計変更等に関する図書

現場技術員は、監督職員と協議のうえ設計変更、工事検査若しくは既済部分検査等に必要な測量、測定又は図書の作成をしなければならない。

第12 対外折衝に関する資料

- 1 現場技術員は、監督職員の指示により地元若しくは関係機関等との折衝に必要な測量、調査又は資料の作成をしなければならない。
- 2 現場技術員は、監督職員が前項の折衝を行う際、監督職員の指示があれば随行しなければならない。